平成 27 年度決算に基づく健全化判断 比率及び資金不足比率報告書

平成 28 年 9 月 21 日

安芸太田町

人

1 7	² 成 27 年度健全化判断比率報告書 ············	1
(1)	総括表	1
(2)	実質赤字比率	2
(3)	連結実質赤字比率	3
(4)	実質公債費比率	4
(5)	将来負担比率	5
2 ম	成 27 年度資金不足比率報告書	6
(1)	総括表	6
(2)	法適用企業	7
(3)	法非適用企業	8

1 平成 27 年度健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に より、健全化判断比率を次のとおり報告する。

(1)総括表

(単位:%)

区分	実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
平成 27 年度決算 健全化判断比率	1	ı	10.8	8 1. 5
(早期健全化基準)	(15.00)	(20.00)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.00)	(30.00)	(35.0)	
参考:前年度数値	_	_	11.4	92.8

注 実質赤字額又は連結赤字額がない場合は、「一」を記載している。

<参 考> 比率の概要

- 「	
区分	概 要
実質赤字比率	町税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源と
(一般会計等の実質赤字の比率)	している一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額
	(いわゆる赤字額)を町の一般財源の標準的な規模を表す
	標準財政規模の額で除したものである。
連結実質赤字比率	町のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、町全体
(全ての会計の実質赤字の比率)	としての歳出に対する歳入の資金不足額を, 町の一般財源
	の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したもので
	ある。
実質公債費比率	町の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければ
(公債費等の比重を示す比率)	ならない経費である公債費や公債費に準じた経費を町の
	標準財政規模を基本とした額で除したものの3カ年間の
	平均値である。
将来負担比率	町の一般会計等が将来的に負担することになっている
(地方債残高のほか一般会計等	実質的な負債にあたる額(将来負担額)を把握し、この将
が将来負担すべき実質的な負債	来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を
を捉えた比率)	控除の上、町の標準財政規模を基本とした額で除したもの
	である。

(2) 実質赤字比率

ア 一般会計等の実質収支額

※下段()は前年度値(単位:千円)

会 計 名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A-B)	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実 質 収支額 E (C-D)
一般会計	9, 608, 111 (8, 943, 224)	9, 062, 621 (8, 386, 749)	545, 490 (556, 475)	99, 859 (59, 050)	445, 631 (497, 425)
住宅改修資金貸付 事業特別会計	0 (523)	0 (523)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	9, 608, 111 (8, 943, 747)	9, 062, 621 (8, 387, 272)	545, 490 (556, 475)	99, 859 (59, 050)	445, 631 (497, 425)

※下段()は前年度値(単位:千円)

イ	標準財政規模	5, 001, 484 (5, 101, 582)
	5. 中中中小型生产100mm	243, 887
	うち、臨時財政対策債発行可能額	(267, 868)

<u>※下段()</u>は前年度値(単位:%)

14,	中断土中心家		※実質収支比率 8.90%
<u>ا</u>	実質赤字比率	_	(9. 75%)

注 実質赤字額がない場合は、「一」を記載している。

【算定方法】

アのE欄の合計(※マイナスの場合のみ)

実質赤字比率 ウ =

1

(3)連結実質赤字比率

※下段()は前年度値(単位:千円)

			一个区:1177
	区分	金額	備考
ア 一般会計等の実質収支額の合計	445, 631	(1) アのE欄の合計	
		(497, 425)	
1	公営企業会計以外の特別会計の実質収	62, 984	資金不足額がある場合
	支額の合計 (①+②+③+④)	(51, 259)	はマイナス計上
	① 国民健康保険事業特別会計	45, 347	
	① 国民健康休熙事業付別云司	(40, 045)	
	②後期高齢者医療事業特別会計	3, 887	
	②	(4, 342)	
	③ 介護保険事業特別会計	13, 750	
	③ 月 護休陝事耒村別云司	(6, 872)	
	④介護サービス事業特別会計	0	
	受力 護り一日 / 争未付 別云司	(0)	
1 /	公営企業会計の資金不足額又は資金剰	824, 630	資金不足額がある場合
	余額 (①+②+③+④)	(747, 030)	はマイナス計上
	① 序院事業会社	799, 594	
	① 病院事業会計	(729, 332)	
	② 第月北洋東米入計	9, 255	
	② 簡易水道事業会計	(7, 247)	
	② 典类焦茨州·北東类会社	5, 732	
	③ 農業集落排水事業会計	(2,709)	
	特定環境保全公共下水道事業	10, 049	
	4 会計	(7,742)	
	標準財政規模	5, 001, 484	臨時財政対策債発行可
エ	际平州以风快	(5, 101, 582)	能額を含む。

※下段()は前年度値(単位:%)

			※連結実質収支比率
才	連結実質赤字比率		26.65 %
		(-)	(25. 39 %)

注 連結実質赤字額がない場合は、「一」を記載している。

【算定方法】

[ア+イ+ウ] (※マイナスの場合のみ)

連結実質赤字比率 オ =

工

(4) 実質公債費比率

※下段()は前年度値(単位:千円)

	区分	金額	備考
ア	地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源額)	949, 381 (1, 002, 452)	※繰上償還及び満期一括償還 元金除く。 <mark>③表①</mark>
1	準元利償還金	443, 868 (485, 319)	満期一括年割相当 公営企業債繰入金 債務負担行為 ③表34567
ウ	基準財政需要額に算入された公債 費及び準公債費	968, 272 (1, 014, 012)	基準財政需要額 災害復旧費等 事業費補正 密度補正 ③表⑨⑩⑪⑫⑭
エ	標準財政規模	5, 101, 484 (5, 101, 582)	臨時財政対策債発行可能額を 含む。 ③表151617
オ	元利償還金に充てた特定財源	16, 958 (20, 626)	貸付金・公営住宅使用料3表8

※下段()は前年度値(単位:%)

カ	実質公債費比率(単年度)	10. 11648 (11. 08563)	H26 年度 11.08563% H25 年度 11.21728% (H24 年度 11.94017%)
牛	実質公債費比率(3か年平均)	10. 8 (11. 4)	

【算定方法】

 (ア+イ]ー[ウ+オ]

 実質公債費比率(単年度) カ =

 エーウ

(5)将来負担比率

※下段()は前年度値(単位:千円)

	区分	金額	備考
ア	一般会計等に係る地方債の現在高	11, 398, 835 (10, 369, 940)	総括表④より
イ	債務負担行為に基づく支出予定額	111, 837 (130, 986)	ほ場整備償還補助・林道 大朝鹿野線賦課金など
ウ	一般会計等以外の特別会計に係る地方 債の償還に充てるための一般会計等か らの繰入れ見込額	3, 908, 158 (4, 254, 655)	病院事業会計等への繰入 れ見込額
工	組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担 見込額	0 (0)	一部事務組合への繰入れ 見込額
オ	退職手当支給予定額に係る一般会計等 負担見込額	814, 566 (1, 238, 006)	一般会計等対象職員
カ	設立法人の負債の額等に係る一般会計 等負担見込額	0 (0)	
丰	連結実質赤字額	0 (0)	
ク	組合等の連結実質赤字額に係る一般会 計等負担見込額	0 (0)	
ケ	地方債の償還額等に充当可能な基金の 残高の合計額	3, 765, 119 (3, 546, 318)	財政調整基金, 減債基金など
ח	地方債の償還等に充当可能な特定の収 入	48, 042 (63, 810)	住宅使用料など
サ	地方債の償還等に要する経費として基 準財政需要額に算入されることが見込 まれる額	9, 133, 165 (8, 588, 643)	
シ	標準財政規模	5, 001, 484 (5, 101, 582)	臨時財政対策債発行可能 額を含む。
ス	基準財政需要額に算入された公債費及 び準公債費	968, 272 (1, 014, 012)	

※下段()は前年度値(単位:%)

セ	你女各也 比泰	81.5	
72	将来負担比率	(92. 8)	

【算定方法】

[ア+イ+ウ+エ+オ+カ+キ+ク]-[ケ+コ+サ]

将来負担比率 セ=

シース

2 平成 27 年度資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定 により、資金不足比率を次のとおり報告する。

(1)総括表

※下段()は前年度値(単位:%)

	法適用企業	法非適用企業		
区分	病院事業会計	簡易水道事 業特別会計	農業集落排水 事業特別会計	特定環境保全公 共下水道事業特 別会計
平成 26 年度決算 資金不足比率	— (—)	- (-)	- (-)	_ (-)
(経営健全化基準)	20.0 (※公営企業ごと)			

注 資金不足額がない場合は、「一」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区 分	概 要
資金不足比率	一般会計等の実質収支にあたる公営企業会計における
(公営企業ごとの資金不足額の	資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表
比率)	したものである。

(2) 法適用企業

① 資金不足額

※下段()は前年度値(単位:千円)

病院事業会計	266, 221 (849, 420)	112, 289 (99, 628)	67, 716 (64, 290)	885, 713 (1, 414, 508)	97 (326)	\triangle 799, 594 (\triangle 729, 332)
	А	В	C	D	F	F (A-B-C-D-E)
会 計 名		企業債等	引当金等		引当金	
	流動負債	控除	控除	流動資産	貸倒	資金不足額

- 注1 流動負債は、控除未払金等の控除額を除く。
- 注2 流動資産は、控除財源等の控除額を除く。
- 注3 F欄が△の場合,資金剰余額となる。

② 事業の規模

※下段()は前年度値(単位:千円)

会 計 名	営業収益の額	受託工事 収入の額	事業の規模	備考
	E	F	G (E-F)	
病院事業会計	1, 620, 660 (1, 576, 271)	0 (0)	1, 620, 660 (1, 576, 271)	

③ 資金不足比率

※下段()は前年度値(単位:%)

库哈市坐 人士	_	※ 資金剰余比率 49.34%
病院事業会計	(—)	(46. 27%)

注 資金不足額がない場合は、「一」を記載している。

【算定方法】

F (※マイナスは、資金剰余額となる。)

資金不足比率 ③ =

G

(3) 法非適用企業

① 資金不足額

※下段()は前年度値(単位:千円)

	歳出額	算入地方債	歳入額	資金不足額
会 計 名				
	A	В	С	D (A+B-C)
簡易水道事業	215, 854	0	225, 109	△9, 255
特別会計	(226, 002)	(0)	(233, 249)	$(\triangle 7, 247)$
農業集落排水	122, 255	0	127, 987	△5, 732
事業特別会計	(146, 964)	(0)	(149, 673)	(△2, 709)
特定環境保全公共	350, 265	0	360, 314	△10, 049
下水道事業特別会計	(357, 760)	(0)	(365, 502)	(△7, 742)

- 注1 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。
- 注2 D欄が△の場合,資金剰余額となる。
 - ② 事業の規模

※下段()は前年度値(単位:千円)

会 計 名	営業収益の額	受託工事 収入の額	事業の規模	備考
	E	F	G (E-F)	
簡易水道事業 特別会計	91, 688 (93, 961)	0 (0)	91, 688 (93, 961)	
農業集落排水 事業特別会計	30, 756 (31, 023)	0 (0)	30, 756 (31, 023)	
特定環境保全公共 下水道事業特別会計	69, 280 (67, 966)	0 (0)	69, 280 (67, 966)	

③ 資金不足比率

※下段()は前年度値(単位:%)

第日北洋市米柱则	_	※資金剰余比率 10.09%
│ 簡易水道事業特別会計 │	(—)	(7.71%)
曲类传达计小声类杜叫스킨	_	※ 資金剰余比率 18.64%
農業集落排水事業特別会計 	(-)	(8. 73%)
特定環境保全公共下水道事業	_	※ 資金剰余比率 14.50%
特別会計	(—)	(11. 39%)

注 資金不足額がない場合は、「一」を記載している。

【算定方法】

D (※マイナスは、資金剰余額となる。)

資金不足比率 ③ =

G